

# 鏡石町妊婦にやさしい 遠方出産支援助成事業

鏡石町では、遠方の分娩取扱施設（※１）まで移動が必要な妊婦さんが、安全・安心に出産できるよう、交通費や宿泊費の一部を助成します。事前に相談窓口までご連絡ください。

（※１）分娩を取り扱う病院や診療所、助産所



## 対象者

- ① 町内に住所のある妊婦のうち、自宅（または里帰り先）から最も近い分娩取扱施設までおおむね６０分以上（※２）の移動時間を要する妊婦
- ② 医学的な理由等により、周産期母子医療センター（※３）で妊婦健康診査を受診するまたは出産する必要がある妊婦で、最も近い周産期母子医療センターまでおおむね６０分以上（※２）の移動時間を要する妊婦

（※２）分娩取扱施設または周産期母子医療センターまで、妊婦が選択した移動手段（タクシー（出産の場合のみ）、自家用車および公共交通機関等）において、地理的条件や気象条件、交通事情その他の事情等を勘案したうえで、標準的な移動時間がおおむね６０分以上を要すると町長が認めた場合に限る

（※３）母体の救命救急への対応、ハイリスク妊娠に対する医療、高度な新生児医療等に対応する施設

- ③ ①または②に該当する妊婦が、出産までの間、分娩取扱施設または周産期母子医療センターの近隣宿泊施設に宿泊した場合、妊婦の支援のために同じ宿泊施設に宿泊した方

## 助成内容

### 【交通費】

分娩取扱施設または周産期母子医療センターまでの移動に要した費用（往復分）について、以下により算出した交通費を助成（妊婦健康診査の際の移動は、最大 14 回分）

|             |                              |       |                               |
|-------------|------------------------------|-------|-------------------------------|
| （タクシーの場合）   | 実費額×0.8 円                    | ・ ・ ・ | タクシーでの移動は、出産の場合のみ妊婦健康診査の場合は除く |
| （自家用車の場合）   | 距離数（km）×25 円×0.8 円           |       |                               |
| （公共交通機関の場合） | 町の旅費規程に準じた額（実費額を上限とする）×0.8 円 |       |                               |

### 【宿泊費】

出産までの間、分娩取扱施設の近隣宿泊施設で宿泊した場合における宿泊費を助成（出産時の入院までの前泊分として、最大 14 泊分）

（1 泊あたりの実費額（11,800 円を上限とする）－2,000 円）×宿泊数

妊婦を支援するために、妊婦と同じ宿泊施設に宿泊した方（妊婦 1 名につき同行者は 1 名とし、町内に住民票がない方も含む）の宿泊費を助成（出産時の入院までの前泊分として、最大 14 泊分）

（1 泊あたりの実費額（11,800 円を上限とする）－2,000 円）×宿泊数

## 申請方法

鏡石町妊婦にやさしい遠方出産支援事業助成金申請書（第 1 号様式）に、以下の書類を添付し、申請をしてください。

- ☐ 交通費申請の場合：利用日および利用料金が確認できる領収書等
- ☐ 宿泊費申請の場合：宿泊施設名、宿泊者、宿泊日、宿泊日数および宿泊費が確認できる領収書等
- ☐ 母子健康手帳
- ☐ 印鑑
- ☐ 振込先が確認できるもの（通帳やキャッシュカードの写し等）